

平成31年度 総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する
運用ガイドラインの一部変更について

契約検査課

【修正内容】

(1) 地元（市内）の下請け率の評価基準の変更

【現行】

当該工事における地元（市内）の下請け率

- ・下請負事業者に支払う金額のうち、50%以上が市内業者への支払い 3点
- ・下請負事業者に支払う金額のうち、30%以上が市内業者への支払い 1.5点
- ・該当なし 0点

↓

【修正後】

当該工事における地元（市内）の施工率

- ・下請負事業者に支払う請負金額と元請事業者の施工金額の合計の80%以上が市内業者 3点
- ・下請負事業者に支払う請負金額と元請事業者の施工金額の合計の50%以上が市内業者 1.5点
- ・該当なし 0点

〔改正理由〕

現行の加点対象は、あくまで下請への支払いがある場合であり、元請事業者に対する評価がない。例えば、元請事業者が60%施工、下請が40%の施工の場合、下請40%の部分が市内か市外かで加点しており、元請が市内事業者でも加点されない。

地域企業の活性化や育成の観点から評価しており、市内企業による施工率を評価するよう変更する。

(2) 評価項目の項目修正

①女性技術者又は若手技術者（満40歳以下）の育成について

【現行】

「企業の技術力」・「配置予定技術者等の技術力」に「女性技術者又は若手技術者（満40歳以下）の育成」とあるが、これは「企業の技術力」とは言えない。

↓

【修正後】

「企業の信頼性・社会性」の「技術者の育成」項目とする。

②手持ち工事量について

【現行】

「企業の技術力」・「履行状況」に「手持ち工事量」とあるが、手持ち工事量が少ない業者に加点が大きいいため、これは「企業の技術力」とは言えない。

↓

【修正後】

「その他」・「履行状況」項目とする。

(3) 「企業及び技術者の優良工事实績として表彰の有無」の記述内容相違の修正
【現行】

「ア 過去5年度とは当該年度の前年度に属する3月31日から起算して過去5年間をいう。」

「イ 藤枝市優良建設工事等表彰要綱に基づく請負業者表彰によるものをいう。表彰は、対象工事が完成した翌年度に行うので、完成検査の完了日に属する年度を対象とする。」

↓

【修正後】

「ア 過去5カ年度における藤枝市優良建設工事等表彰要綱に基づく請負業者表彰によるものを対象とする。」

「イ 表彰は、対象工事が完成した翌年度に行うので、完成検査の完了日に属する年度から起算する。」

(4) 「社員の新規雇用」の記述内容相違の修正

【現行】

「学校卒業者は、前年3月31日に卒業及び雇用された者」

↓

【修正後】

「学校卒業者は、前年3月31日までに卒業及び雇用された者」

(5) 「社員の障がい者の雇用状況」、「藤枝市男女共同参画推進事業所認定制度」の評価時点。

【現行】

いつの時点で評価するのか無記載。

↓

【修正後】

入札公告日時点での状況に判断する旨を追記。